

【長生村】新型コロナウイルス感染症に関する支援情報

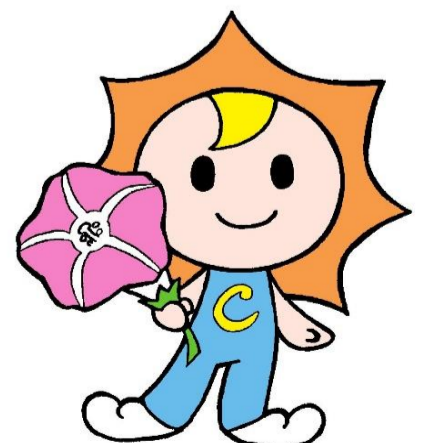
(掲載している内容は令和2年5月22日現在の情報です)

○個人（世帯）向けの支援

- **傷病手当金の支給（後期高齢者医療）** ○住民課 ☎0475(32)2115
新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない被用者に対し、傷病手当金を支給。
- **国民年金保険料減免等に係る臨時特例手続き**
○受付：住民課 ☎0475(32)2115
○問い合わせ：千葉年金事務所 ☎043(242)6320
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少しかつ所得の見込みが一定基準以下となる国民年金第1号被保険者について、国民年金保険料免除等の申請を受付。
- **子育て世帯への臨時特別給付金** ○子ども教育課 ☎0475(32)2117
児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき国が1万円、村が1万円の臨時特別給付金を支給。
- **村奨学金の返済猶予** ○子ども教育課 ☎0475(32)2117
支払いが困難な場合、申請により返済の猶予を受けられることがある。
- **緊急小口資金（特例貸付）** ○長生村社会福祉協議会 ☎0475(32)3391
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少された方（世帯）に対して資金の貸付を行っています。
 - 貸付限度額 20万円以内
- **総合支援資金（特例貸付）** ○長生村社会福祉協議会 ☎0475(32)3391
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活が困窮された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っております。
 - 貸付限度額 ※原則として3ヶ月以内
 - 単身世帯 … 月15万円以内
 - 複数世帯 … 月20万円以内
- **住居確保給付金** ○長生ひなた ☎0475(36)3013
給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由や都合によらず減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方に対して、住居を失う恐れが生じている場合、求職活動などを要件として、住居確保のための給付金を支給します。
- **水道料金・下水道使用料・生活排水使用料の支払猶予** ○東計電算 ☎0475(27)3888
令和2年4月以降請求分について、支払いが困難な場合は支払い期限の猶予に関する相談をし、猶予を受けられることがある。
- **村税等の徴収猶予の特例** ○税務課 ☎0475(32)2113
新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において事業等に係る収入が、前年同期に比べて概ね20%以上減少し、かつ一時的に納付することが困難な納税者・特別徴収義務者は、申請により令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する村税等の納付について、1年間徴収の猶予を受けることができる。

• **特別定額給付金（一人10万円）** ○企画財政課 ☎0475(32)4743

4月27日時点で住民票のある全ての方が対象となります。
申請書については、5月14日付で発送しています。必要事項を記入のうえ、世帯主（申請・受給者）の本人確認書類及び通帳の写し等を添付し、同封の返信用封筒により返送してください。
申請期限は令和2年8月18日となりますので、お忘れのないようご注意ください。



○事業者向けの支援

- **持続化給付金** ○持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570

売上が前年同月比50%以上減少している中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランス、農林漁業者を含む個人事業者等・その他各種法人。
【給付額】前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%の売上×12ヶ月）
法人200万円以内、個人事業主100万円以内

- **千葉県中小企業再建支援金** ○千葉県中小企業再建支援金相談センター ☎0570(04)4894

千葉県の休業要請に応じ、売上が前年同月比50%以上減少している千葉県内に主たる事業所を有する中小企業（個人事業主含む）に対し、最大40万円を支給。

- **長生村中小企業等再建支援金** ○産業課 ☎0475(32)2114

「千葉県中小企業再建支援金」の交付決定を受けた、長生村内に主たる事業所を有する中小企業（個人事業主含む）に対し、10万円を支給。

- **セーフティネット保証** ○千葉県信用保証協会 ☎043(221)8111

【4号】県内で経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援
【5号】特に重大な影響が生じている業種の中小企業者を支援
※一般保証枠とは別枠で保証 ※市町村による認定が必要
【危機関連保証】全国・全事業の中小企業者の資金繰りを支援
※一般保証、4号および5号とは別枠で保証 ※市町村による認定が必要

- **民間金融機関における実質無利子・無担保融資** ○中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570(78)3183

都道府県等による制度融資を利用した場合、実質無利子・無担保にすることで事業者を支援。

- **特別利子補給制度** ○中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570(78)3183

商工中金による危機対応融資、新型コロナウイルス対策マル経融資、新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経を実質無利子化。

- **新型コロナウイルス感染症特別貸付** ○日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120(154)505

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している事業者を支援。
※要件を満たした場合は、3年間の利子の補助あり。

- **生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付** ○日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル☎0120(154)505

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している飲食店等生活衛生関係事業者の資金繰りを支援。

- **新型コロナウイルス対策衛経融資** ○日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120(154)505

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業者の資金繰りを支援。

- **衛生環境激変対策特別貸付** ○日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120(154)505

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業の事業者の資金繰りを支援。

- **雇用調整助成金の特例措置**

○学校休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター ☎0120(60)3999
休業や出向で雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成。

- **法人住民税の申告・納付期限の延長** ○税務課 ☎0475(32)2113

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付を行うことが困難な法人は、法人住民税の申告・納付期限を延長することができる。